

問 26 消費者が事業者に対し契約の目的物を提供する消費者契約において、本条項が無効とならないのはなぜですか。

(答)

1. 改正後の消費者契約法第8条の3の規定は、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約の条項については適用されないものとされています（同条括弧書）。

2. 民法においては、準委任契約^(注1)の受任者が後見開始の審判を受けたことが契約の終了事由とされているため（民法第656条・第653条第3号）、消費者が準委任契約の受任者となる時、この条項は、いわゆる任意規定^(注2)の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項（消費者契約法第10条参照）とはいえません。

このように、改正後の消費者契約法第8条の3括弧書の規定は、事業者が消費者に対して後見開始の審判等を受けていない状態で役務の提供等を行うよう求めても、典型的に不当性が高いとまでは言い難い場合もあり得ることを踏まえたものです。

（注1）準委任契約とは、法律行為でない事務の処理を、受任者に委託する契約をいいます。

（注2）法令中の規定よりも当事者間の特約が優先し、当事者がその規定と異なる意思を表示しない場合に限り適用される規定をいいます。明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれるとされています（最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁）。

3. もっとも、こうした条項についても、消費者契約法第10条によって無効とされる場合はあり得るものと考えられます。